

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

成人期の強度行動障害への療育的研究

分担研究者 大場公孝 (社福)侑愛会 理事長

研究要旨

1. 成人期の強度行動障害への療育的研究（全年）

養護学校高等部において、本人の都合に合わせて対応したり、授業の内容も視覚的な支援がほとんどなされておらず、すべて教師の指示により学習をさせられた結果、他害行為などの行動障害が頻発するようになった事例に対して、学校と施設が連携して取り組んでいくようにした。基本的には、構造化された支援行なっていくことを第一として、医療と連携して精神科薬も使用し、支援していくようにした。

以上の結果から、以前よりも安定して日課を進めることができるようになった。また、他害行為の強度が弱まったり、他害目的の逸脱行動の回数も減少した。今回の事例を通して、構造化により環境を調整し安定した生活を送ることができるようにし、支援者による一貫した支援の有効性を確認する。

1. 成人期の強度行動障害への療育的研究（全年）

A. 研究目的

障害特性や機能レベルなどを配慮されないで、一貫性のない働きかけをされてしまった結果、他害などの行動障害を示すようになった自閉症の人に対して、生育歴からの情報をもとに一貫性のある支援を行ない、評価や観察により行動障害が生じる状況や個々の機能レベルを把握し、構造化のアイデアを応用しながら、行動上の問題を軽減していくことができる支援について明らかにしていくことを目的とした。

B. 研究方法

本事例は、17歳の知的障害が重度の自閉症女性である。高等部に通学していたが、1年生後半より他生徒への他害行為が、2年生より他生徒のほかに教師に対する他害行為も始まり日に日に激しさを増していったことで、高等部より精神科の受診をさせてほしいとの相談があり、学校と施設、医療とが連携して取り組んでいくことになる。

奇声を上げることや他害行為は幼児期より見られていた。養護学校に入学するが、ジャンプして膝から落ちたり椅子を投げつけるという行動が出現してきた。家庭では、暴れたり怪我をしたりしないように本事例の要求をすべて受け入れ

ていた。日に日にエスカレートしていく行動に対応していくことが困難となり、施設利用となる。

施設では、スケジュールシステムの導入や、さまざまな活動において視覚的支援で取り組んでいった。その結果、要求してもすぐに解決されないような場面では、大声を出して泣き、自傷することや、自分より小さい他人に対して他害行為をすることはあったが、家庭で見られているような激しいパニックは徐々に減少していった。

1. 高等部において問題行動が出た背景

入学時、高等部は、本人に対するアセスメントが不十分なまま家庭からの希望を優先してクラス編成をした。当施設も本人がそのクラスへ配属されることに対して、十分な打ち合わせをしていなかった。家庭に対しても本人の特性や機能レベルを伝え、本人にとって集団のクラスが妥当かどうかを話し合うことをしていなかった。

高等部では、本人に対するスケジュールはあったが、本人がやりたくなければ行なわずに済み、授業の内容についても視覚的支援はほとんどなされず、すべて教師の言語指示により授業や作業学習に取り組んでいた。1年の2学期より同じクラスの女生徒に他害行為を行なうようになり、作業活動も行なわなくなる。徐々に他害の対象も広がり、激しさを増していった。他害行為時の力は

強く、男性教師でも止めるのに苦勞するほどであった。帰省中においても、妹に対する執拗な暴力が見られるようになる。しかし、施設においては全くそのような行動は見られなかった。

2. 行動障害に対する取り組み

1) 学校での取り組み

①スケジュールの徹底

スケジュールに注意を向けさせるため、スケジュールの中に本人の好きな活動を多く設定し、一つの活動が終わるとその好きな活動ができるような組み立てにする。

②その他の取り組み

活動を逸脱して他害行為に及ぼうとした場合に、活動場所の写真をカードにしたものを教師が本人に見せ、活動へ促すようにする。

3. 高等部と施設との協議

構造化された支援を行なっていくことを第一とし、精神科薬を使用していくことにする。また、精神科薬の服用に関して、施設がチェック表を作成して高等部、家庭、施設の三者で本人の行動を観察記録していくことにする。

高等部玄関へ入ると、すぐに周辺にいる他生徒や高等部職員に向かって他害行為を行っていたため、登校時間を30分遅らせて他生徒が登校していない時間帯に登校するようにした。

4. 施設での取り組み

施設では高等部で見られている他害行為等はないため、今までの支援を継続して行なっていく。

精神科受診等について家庭に伝える。また、服薬が開始されるとチェック表の記入が必要なことと、高等部の取り組みについて説明する。

(倫理面への配慮) 研究班構成員が当事者の個人情報について共有する項目は、研究に必要な必要最小限のものとし、かつ、守秘義務を遵守した。また、ご家族には上記の点について了承を得た上で、研究を行なった。

C. 結果

登校時の他害行為については、強度が弱まった。

休憩時に見られていた他害行為目的の逸脱についても、回数は減少した。

夏休み中において妹に対する他害行為は2回のみであった。

他生徒の姿が目に入ったり、気に障るような音や声が聞こえても、他害行為に及ぶことは見られなくなっている。

D. 考察

幼少の頃から家族との言葉による曖昧なやり

とりで本人の要求は、叶ったり叶わなかったりし、パニックや他害行為で思い通りにしてきたという経緯がある。このことを高等部入学時に施設から伝えておかなかったことは反省すべき点である。

自閉症の人たちを支援するには、構造化された環境の中で視覚的な手がかりなどを使用し混乱なく自立して活動をすすめていくことができるようにした上で、一貫性と継続性のある支援が必要であることが確認できた。何をどのようにしてよいのか理解できない状況で、その場しのぎの支援を続けることは、行動障害の状況をますますこじらせてしまう。関わる人によって対応が違ってしまわないよう、支援に一貫性を持たせることは重要である。

また、精神科薬を服用したことは、支援を展開していくときにフォロー的な役割を果たしたということが言える。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

児童期の強度行動障害への療育的研究

分担研究者 三島卓穂 （財）鉄道弘済会弘済学園 園長

研究要旨

1. 児童期の強度行動障害の支援事例研究（全年）

行動抑制が弱いADHDにとって、セルフコントロールする力を育てることは安定に向けたポイントとなる。また、衝動性や多動性により対人関係の構築が困難なADHDに対しては、成功経験の積み重ねと共感する支援が有効である。

強迫性に注目することも重要な視点であり、認知行動療法を用いて行動を出させない実績を積むことにより安心感を引き出すことが、状態の安定につながる。強迫性に対する薬物療法の必要性の検討も不可欠である。

幼少期より行動障害を見せるケースは、思春期などにおいて何らかのきっかけで強度行動障害に陥ることがある。周期的変動や日内変動など状態変動が見受けられるケースは、気分障害を想定することも必要である。行動面から症状を的確に把握するとともに、キーパーソンを軸に人への安心感を十分に持たせることが重要である。

2. 療育支援の品質保証システム開発（全年）

強度行動障害支援事業利用者の人権を守り、これに関わる施設及び施設職員による支援の充実を図ることを目的に、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。関係する施設、機関を対象に、評価基準案の内容、有用性についてのアンケート調査を経て評価基準の修正を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案最終案」を作成する。

一般の知的障害者入所更生施設、さらに、自閉症などの発達障害、知的障害、精神障害のある人の支援を行っている多くの福祉施設でも利用できる。行政がこれらの施設での支援内容を人権擁護の立場を含めて把握する上で、有用なツールとなることが期待される。

1. 児童期の強度行動障害の支援事例研究（全年）

A. 研究目的

児童期を担う児童施設における強度行動障害への療育支援方法を研究する。今年度は、2事例の研究が実施された。

B. 研究方法

研究協力者・分担研究者から報告された実践報告をもとに、必要かつ有効であった支援方法を抽出する。

（倫理面への配慮）研究班構成員が当事者の個人情報について共有する項目は、研究に必要な必要最小限のものとし、かつ、守秘義務を遵守した。また、ご家族には上記の点について了承を得た上で、研究を行なった。

C. 研究結果

第1研究は事例研究であり、中度知的障害でADHDの診断を受けている15歳の男性であった。養護学校小学部入学以来、特定の児童の指をかむことに固執する、母親を突き飛ばすといった他害や、頭を壁に打ち付ける、手をかむといった自傷、家からの飛び出しと所在不明といった行動が顕著となり、病院への入院を経験している。入所時の強度行動障害得点は34点であった。

入所以降も、集団から逸脱する、かみつく、突き飛ばす、眼鏡を壊す、包丁を振り回すといった危険な行動が頻発し、加えて挑発的・顕示的な側面も強く見受けられ、支援は困難を極めた。

ADHDの障害特性である不注意・多動性・衝動性に加えて、未学習・誤学習・失敗経験・自己否定経験などの要素が加わり、問題行動が発生しているととらえた。さらに、強い叱責や無視などの否定的な対応により、問題行動が強まったと考えた。

基本的な支援方法としては、人とのかかわりを改善し、問題行動への悪循環を弱めていくことを目標とした。成功経験を重ねることにより、肯定的な対人関係の構築を図った。加えて、服薬調整も行なった。ただ、衝動性の改善のための調整と、副作用である眠気由来する不快感による不安定さが見られ、今ひとつ決め手に欠けた。

ここで、本人が見せる「言語に対する巻き込み強迫」に着目した。巻き込み強迫行動は、他人からの言葉かけや評価がきっかけとなり、職員に同じフレーズを繰り返させた。これを妨げられると他害や大声といった行動につながった。また、同じ場面で繰り返される傾向にあった。

これに対して、言葉で返すのではなく職員と手を合わせるという行動により、本人を訴えを受け止めるよう努めた。手を合わせる行動も強迫性を帯びたが、行動の間に条件を加えて「～したら、～できるよ」と行動を保障していった。こうして本人の状態を維持することができ、マイナスの印象を残すことなく過ごせた経験が蓄積されていった。ここからステップアップを図り、手を合わせる行動の回数に制限を設け、「終わり」を明示するようにした。強迫的な行動に徐々に距離を置くことにより、本人の中に「しなくても大丈夫」という安心感が生まれ、状態が大きく安定した。

これらの経過から、「行動抑制が弱いADHDにとって、セルフコントロールする力を育てることは安定に向けたポイントとなる」「衝動性や多動性により対人関係の構築が困難なADHDに対しては、成功経験の積み重ねと共感する支援が有効」「強迫性に着目し、認知行動療法を用いて行動を出させない実績を積むことにより安心感を引き出すことが、状態の安定につながる」「強

迫性に対する薬物療法の必要性の検討」などが示唆された。

第2研究は事例研究であり、重度知的障害・自閉症の20歳の男性である。6歳での入所時には得点的には強度行動障害の範疇ではなかったが、思春期から自傷を中心とした問題が顕在化し、強度行動障害に陥った。加えて、引きこもり状態となった。思春期をきっかけに気分障害を合併したと推測されたケースである。

幼少期より自傷は見られていたものの、生活を脅かすほどではなかった。しかし、17歳の頃より状態が大きく崩れ、強い自傷（ひざを頭部を打ち付ける）が頻発、頭部の腫れがひどくなり危険な状態と判断、本人に精神的な負荷をできるだけかけないように配慮した。その結果、以降約5ヶ月間、ベッドから出ることが全くできず、全面介助の生活が続いた。食事も摂りづらくなり、体重が減少、行動の拒否や行動意欲の減退なども顕著となり、完全に引きこもり状態となった。これらの状況から、うつ病の発症ではないかと考え医師に相談、抗うつ剤（ドグマチール・デプロメール）を服用することになる。

18歳から19歳にかけて、抗うつ剤の調整を進めながら、併せてキーパーソンを軸に日中活動への参加も少しずつ促していった。周期的な変動を見せるものの、徐々に日中活動への参加率が高まり、19歳になるとコンスタントな参加が定着していった。

強度行動障害を見せる場合の服薬調整は、自傷・他害・過敏性・衝動性・多動性・強迫性といった現象面が比較的主訴として取り上げられやすい。重要なのは、要因や背景を分析し医師に的確に伝えることができるかである。本事例の場合も、母親の入院、父親の逝去など、生育歴に多くの精神的なマイナス要因を持っていた。本人の気持ちの中で、自己防衛的な部分が強化されてきたととらえることもできる。服薬調整に加え、それぞれの時期における人的な構造化は本人の支えとなり、自傷の拡大を防ぐことができた要因とも考える。

以上の経過から、「幼少期より行動障害を見せるケースは、思春期などにおいて何らかのきっかけで強度行動障害に陥ることがある」「周期的変動や日内変動など状態変動が見受けられるケースは、気分障害を想定することも必要」「行動面から症状を的確に把握する」「キーパーソンを軸に人への安心感を十分に持たせることが重要」といったことが示唆された。

2. 療育支援の品質保証システム開発（全年）

A. 研究目的

強度行動障害支援事業利用者の人権を守り、これに関わる施設及び施設職員による支援の充実を図ることを目的に、第三者評価基準の作成について研究を行った。

B. 研究方法

強度行動障害が生じるメカニズム、強度行動障害支援事業実施施設における問題点を検討し、基準に取り込むべき基本的な内容を以下の2点とした。

①人権尊重の理念と具体的方法

②強度行動障害事業を担う入所施設に求められる環境、支援技術、体制

既存の福祉、医療、人権の評価基準、法案などから評価項目を抽出、整理を行った。厚生労働省が示している「福祉サービス第三者評価」「障害者・児施設評価、及び情報公表必須項目」に示されている評価項目は省略した。協力施設での試行調査、検討を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。関係する施設、機関を対象に、評価基準案の内容、有用性についてのアンケート調査を経て評価基準の修正を行い、「強度行動障害支援事業第三者評価基準案最終案」を作成する。

(倫理面への配慮) アンケート調査を実施する際には、対象施設それぞれに個別に依頼し回答をいただいた。対象施設は公表していない。また、それぞれの回答内容について十分に尊重し、第三者評価基準をよりブラッシュアップするものとして位置づけた。

C. 研究結果

「強度行動障害支援事業第三者評価基準案 Ver. 1b」を作成した。

D. 考察

強度行動障害は、本人の特性が関与するとともに、周囲の環境により二次的に生じる障害である。本人の特性に合わせた構造化などのバリアフリーの対応がなされないままの無理解な教育や療育が継続され続けた結果として問題行動や不適応行動を多発することも少なくない。強度行動障害支援事業の目的は、本人が個人として尊重され自分らしく生きていく状態を取り戻すこと、すなわち本人の人権を守ることである。そのためには、一人ひとりの違いを理解し受け入れると共に、障害特性に合わせた支援を行うこと、すなわち自閉症などの障害特性に対するバリアフリーを徹底的に追求する必要がある。非合理的な支援方法は、本人のみならず支援者の精神にも大きな悪影響を及ぼす。支援者がたとえ善意を持っていても、障害特性の理解や支援の考え方が不適切で効果が上がらない場合、本来の志を忘れ、日常的に人

権侵害につながる対応が行いがちになる。厳しい労働環境や疲労と相まって、体罰や虐待に発展する場合もありえる。

この評価基準では、支援者が日常的に利用者一人一人の人権について意識しながら支援を行うという視点を基本としている。そして、自閉症等の障害特性に合わせた支援を追求し実践することにより、強度行動障害の人が自分らしく暮らせるようになることを目標としている。この二つは決して相反することではなく、一人一人を尊重するという点で、同時に達成されるべきものである。施設がこの評価基準をすべて満たすことは困難かもしれないが、日常的に意識し続けることにより、目標の達成に近づいていることが重要である。

E. 結論

強度行動障害支援事業実施施設における支援内容を評価する基準を作成した。一般の知的障害者入所更生施設、さらに、自閉症などの発達障害、知的障害、精神障害のある人の支援を行っている多くの福祉施設でも利用できる。行政がこれらの施設での支援内容を人権擁護の立場を含めて把握する上で、有用なツールとなることが期待される。